

(基本目標3) 資源循環型の地域形成

1. ごみ処理の概要

家庭系ごみの収集品目は燃えるごみ、燃えないごみ、古紙類(新聞紙、雑誌、段ボール、雑紙、牛乳パック)、ペットボトル、缶、びん、古着類、白色トレイ、危険ごみ、粗大ごみの14品目としています。

家庭系ごみの収集は、ステーション方式により燃えるごみは週2回、燃えないごみと資源ごみ(古紙類、ペットボトル、缶、びん、古着類、白色トレイ、危険ごみ)は隔週、直営または委託業者による収集を行っています。粗大ごみは、申込制により委託業者による戸別収集と、越谷市リサイクルプラザへの直接搬入を受け付けています。せん定枝・刈草については、申込制により東埼玉資源環境組合への直接搬入を受け付けています。

事業系ごみについては、許可業者による直接搬入としています。

燃えるごみについては、組合の第一工場ごみ処理施設で焼却し、発電や熱供給などを行っています。せん定枝・刈草については、組合の堆肥化施設において資源化しています。

燃えないごみ、缶、びん、危険ごみ、粗大ごみについては、越谷市リサイクルプラザにおいて、破碎・選別等の資源化処理を行っています。その他の資源ごみ(古紙類、ペットボトル、古着類、白色トレイ)については、再生事業者に引き渡して資源化しています。

収集区分と収集運搬体制

項目		収集方式	排出形態	収集回数						
家庭系ごみ	収集	燃えるごみ	ステーション	袋	週2回					
		燃えないごみ	ステーション	カゴ	隔週					
		古紙類	新聞 雑誌 段ボール 雑紙 紙パック	ステーション	ひも結束	隔週				
							ペットボトル	ステーション	カゴ	隔週
							缶	ステーション	カゴ	隔週
							びん	ステーション	カゴ	隔週
							古着類	ステーション	袋	隔週
		白色トレイ	ステーション	カゴ	隔週					
		危険ごみ	ステーション	カゴ	隔週					
		粗大ごみ	戸別	—	随時(申込制)					
		直接搬入	粗大ごみ、せん定枝・刈草	—	—	随時(申込制)				
		事業系ごみ	許可業者	燃えるごみ、せん定枝・刈草	—	—	—			
			許可業者・ 直接搬入	燃えないごみ	—	—	—			
	資源物			—	—	—				

## 家庭ごみの分け方・出し方

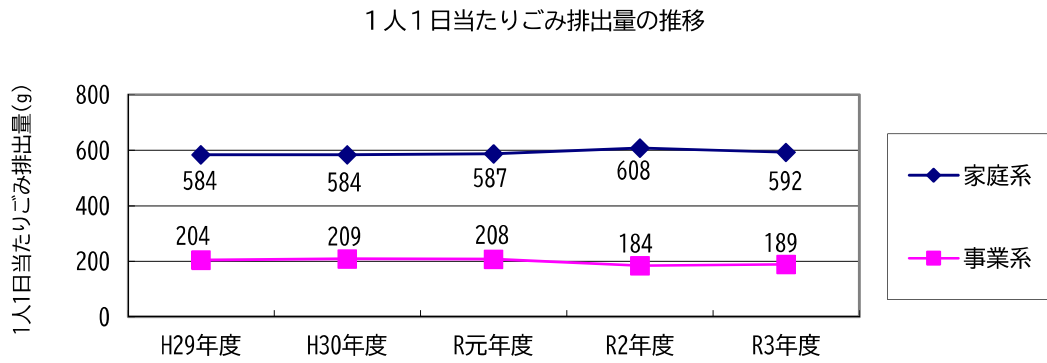
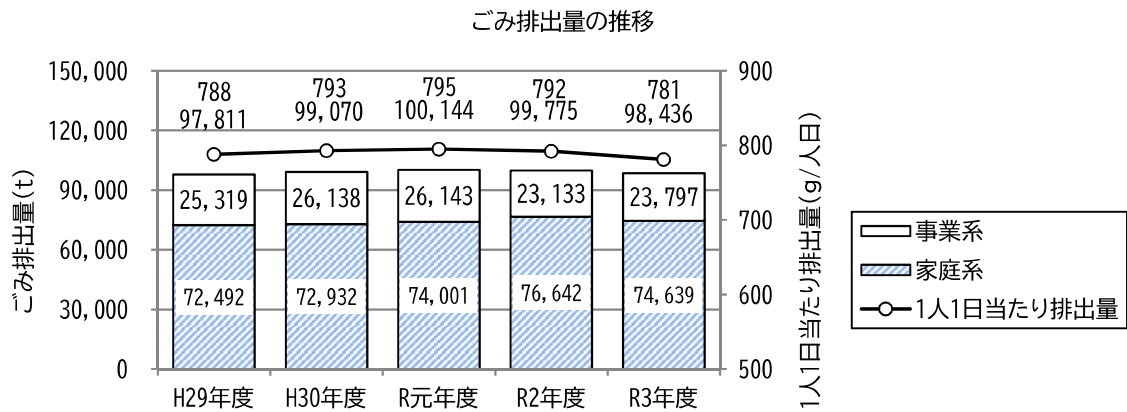
<b>燃えるごみ</b> 透明又は半透明の袋に入れてください 	一辺が50cm未満のもの 台所の生ごみ 台所の生ごみはよく水を切る 台所の生ごみ 台所の生ごみはよく水を切る ゴム、皮革類 落ち葉、雑草 枝は50cm未満 直径10cm以下に切る プラスチック製品
<b>燃えないごみ</b> 黄色のカゴに入れてください 	一辺が50cm未満のもの 割れたガラス、せともの、包丁 新聞紙などに包み、「品名」を明記 金属類 小型電化製品・ノートパソコン(デスクトップ型は除く) 電気コードは切って「危険ごみ」へ
<b>古紙類</b> 品目ごとにひもでしばってください 	新聞紙 雑誌(書籍含む) 段ボール 牛乳パック(洗って乾かしてください) 収集しないもの ・汚れが落ちない紙類や香水、洗剤などのおいのついたもの ・紙コップ、写真、カーボン紙、防水加工されたもの ⇒「燃えるごみ」
<b>ペットボトル</b> 黄色のカゴに入れてネットをかけてください 	ペットボトル ※無色透明なものに限りませ ①キャップとラベルをはずす ②すすいでください ③つぶす ④すすいでください キャップとラベルは「燃えるごみ」 収集しないもの ・シャンプーや食用油などのプラスチック容器 ・色つきのペットボトル ⇒「燃えるごみ」
<b>缶</b> 黄色のカゴに入れてください 	缶 飲料、食品用、り、お菓子、粉ミルクなどの缶類 ①中身を空にしてください ②すすいでください ③すすいでください ④すすいでください 収集しないもの ・スプレー缶、カセットボンベ ⇒「危険ごみ」 ・汚れが落ちない缶 ⇒「燃えないごみ」
<b>びん</b> 青色のカゴに入れてください 	びん 飲料、食品用、醤油、酒、家庭用常備薬、ドリンク剤などのガラスびん 割れたびんもびんとして出してください ①中身を空にして ②キャップを外してプラスチック類⇒「燃えるごみ」 ③すすいでください ④すすいでください ⑤すすいでください ⑥すすいでください ⑦すすいでください ⑧すすいでください ⑨すすいでください ⑩すすいでください ⑪すすいでください ⑫すすいでください ⑬すすいでください ⑭すすいでください ⑮すすいでください ⑯すすいでください ⑰すすいでください ⑱すすいでください ⑲すすいでください ⑳すすいでください ㉑すすいでください ㉒すすいでください ㉓すすいでください ㉔すすいでください ㉕すすいでください ㉖すすいでください ㉗すすいでください ㉘すすいでください ㉙すすいでください ㉚すすいでください ㉛すすいでください ㉜すすいでください ㉝すすいでください ㉞すすいでください ㉟すすいでください ㊱すすいでください ㊲すすいでください ㊳すすいでください ㊴すすいでください ㊵すすいでください ㊶すすいでください ㊷すすいでください ㊸すすいでください ㊹すすいでください ㊺すすいでください ㊻すすいでください ㊼すすいでください ㊽すすいでください ㊾すすいでください ㊿すすいでください 収集しないもの ・ガラス食器、板ガラス ・汚れが落ちないびん ・化粧品などのびんなど ⇒「燃えないごみ」
<b>古着類</b> 透明又は半透明の袋に入れてください 	古着、タオル、婦人服、下着、シューズ、子供服、浴衣、Gパン、紳士服、毛布、スーツ、サマーセーター、ダウンジャケット、コートオーバー、冬物衣料、カバン、カーテンなど ①洗って ②乾かしてください ※雨の日はお出さないでください (濡れると資源になりません) ③すすいでください ④すすいでください ⑤すすいでください ⑥すすいでください ⑦すすいでください ⑧すすいでください ⑨すすいでください ⑩すすいでください ⑪すすいでください ⑫すすいでください ⑬すすいでください ⑭すすいでください ⑮すすいでください ⑯すすいでください ⑰すすいでください ⑱すすいでください ⑲すすいでください ⑳すすいでください ㉑すすいでください ㉒すすいでください ㉓すすいでください ㉔すすいでください ㉕すすいでください ㉖すすいでください ㉗すすいでください ㉘すすいでください ㉙すすいでください ㉚すすいでください ㉛すすいでください ㉜すすいでください ㉝すすいでください ㉞すすいでください ㉟すすいでください ㊱すすいでください ㊲すすいでください ㊳すすいでください ㊴すすいでください ㊵すすいでください ㊶すすいでください ㊷すすいでください ㊸すすいでください ㊹すすいでください ㊺すすいでください ㊻すすいでください ㊼すすいでください ㊽すすいでください ㊾すすいでください ㊿すすいでください 収集しないもの ・濡れたもの、破れているもの ・汚れが落ちないもの ・繊維質、スリッパ、ベッドに使用したもの ⇒「燃えるごみ」
<b>白色トレイ</b> 黄色のカゴに入れてネットをかけてください 	肉、魚、野菜、などが入っていた白い皿状のもの ※色つきトレイは含まれません ※食品用のものに限りませ ①洗って ②乾かしてください ※雨の日はお出さないでください (濡れると資源になりません) ③すすいでください ④すすいでください ⑤すすいでください ⑥すすいでください ⑦すすいでください ⑧すすいでください ⑨すすいでください ⑩すすいでください ⑪すすいでください ⑫すすいでください ⑬すすいでください ⑭すすいでください ⑮すすいでください ⑯すすいでください ⑰すすいでください ⑱すすいでください ⑲すすいでください ⑳すすいでください ㉑すすいでください ㉒すすいでください ㉓すすいでください ㉔すすいでください ㉕すすいでください ㉖すすいでください ㉗すすいでください ㉘すすいでください ㉙すすいでください ㉚すすいでください ㉛すすいでください ㉜すすいでください ㉝すすいでください ㉞すすいでください ㉟すすいでください ㊱すすいでください ㊲すすいでください ㊳すすいでください ㊴すすいでください ㊵すすいでください ㊶すすいでください ㊷すすいでください ㊸すすいでください ㊹すすいでください ㊺すすいでください ㊻すすいでください ㊼すすいでください ㊽すすいでください ㊾すすいでください ㊿すすいでください 収集しないもの ・色や柄がついたトレイ ・納豆の容器 ・カップめん等の容器 ・持ち帰り弁当の容器 ⇒「燃えるごみ」
<b>危険ごみ</b> 赤色のカゴに入れてください 	水銀入り体温計、温度計、乾電池などは「危険ごみ」へ出してください 蛍光灯、電球 購入時の箱などに入れる 電気コード ライター ビニール袋に入れ「ライター」「乾電池」と明記

◎お願い：割れたガラス製品、せともの類、カミソリの刃や包丁は「燃えないごみ」へ出してください  
水銀が含まれる体温計、温度計、乾電池などは「危険ごみ」へ出してください

<b>粗大ごみ</b> 一辺が50cm以上または10kg以上のものは粗大ごみです 必ず予約をしてください ◎収集を依頼する場合(事前の予約が必要です) 予約専用電話 048-973-5300 電話番号の掛け間違いにご注意ください ① 品物の大きさを測る ② 申し込み(予約専用電話又は越谷市ホームページ電子申請にて) ③ 粗大ごみシールの購入(申し込み時に収集日とシールの必要枚数をご案内します) ④ 収集(粗大ごみシールを品物ごとに貼って、朝8時までに出してください) 受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時(年末年始・祝日を除く) 収集日：電話予約の際に指定した日(お住まいの燃えないごみ・ペットボトルの収集日に収集) 出す場所：① 一戸建て・玄関先 ② 集合住宅・専用ごみ集積所(ごみ集積所が敷地内ない場合は予約時にご相談ください) ●月曜日や休日の翌日は電話が大変混み合います ●処理ができないものは受付いたしません	<b>粗大ごみシールの取扱場所</b> ● 北部・南部出張所 ● 越谷市リサイクルプラザ ● 市内コンビニエンスストア(一部店舗除く) <b>粗大ごみ収集運搬手数料(粗大ごみシール)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一辺の長さ</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cm以上120cm未満のもの</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>120cm以上180cm未満のもの</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>180cm以上のもの</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>スプリング入りマットレス</td> <td>2,800円</td> </tr> </tbody> </table>	一辺の長さ	金額	50cm以上120cm未満のもの	4,000円	120cm以上180cm未満のもの	8,000円	180cm以上のもの	1,200円	スプリング入りマットレス	2,800円
一辺の長さ	金額										
50cm以上120cm未満のもの	4,000円										
120cm以上180cm未満のもの	8,000円										
180cm以上のもの	1,200円										
スプリング入りマットレス	2,800円										
◎自分で直接持ち込む場合(受付は電話予約のみ・当日の搬入はできません) 予約専用電話 048-973-5300 電話番号の掛け間違いにご注意ください ●予約受付時間：月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く)午後2時から5時 ●持ち込み先：越谷市砂原355番地 越谷市リサイクルプラザ ●搬入可能時間：午前9時から11時30分 午後1時30分から3時 ●手数料：無料 持ち込みの際、市内在住を運転免許証等で確認いたします(市内在住を確認できない場合は、持ち込みをお断りする場合があります) その他詳細は電話予約の際に、ご確認ください ※社会情勢の変化により持ち込む際の条件や受付時間が変わる場合があります。ご了承ください。											
<b>一時多量ごみ</b> 引越しなどで多量にごみが出る場合は、 ①分別し何回かに分けて通常の収集に出す ②収集運搬許可業者に依頼する などの方法で処理を行ってください。											

## 2. ごみの排出状況

令和3年度におけるごみの総排出量 98,435 t で、前年度より 1,340 t、1.3%減少しました。



### 3. し尿処理の概要

し尿処理は、公共下水道、浄化槽及び汲み取りにより実施しています。汲み取りの収集対象人口は、昭和 58 年から公共下水道の供用開始に伴い減少傾向にあります。

令和 3 年度末現在には、越谷市の世帯のうち 81.8%が公共下水道を利用しており、17.4%が浄化槽、0.8%が汲み取りの収集対象となっています。なお、し尿及び浄化槽汚泥の処理は東埼玉資源環境組合にて処理しています。

し尿処理形態別 世帯数及び人口の推移

		H30.4.1	R元.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
総世帯数		151,228	153,949	156,453	158,751	159,682
総人口		341,095	343,383	344,682	345,487	344,674
収集世帯・人口	生し尿(世帯)	1,582	1,499	1,395	1,300	1,223
	生し尿(人口)	2,655	2,471	2,315	2,114	1,954
	浄化槽(世帯)	27,619	27,664	27,683	27,699	27,729
	浄化槽(人口)	66,983	64,954	63,946	63,135	62,656
	浄化槽設置基数	19,777	20,906	21,037	21,059	21,135
	収集世帯(合計)	29,201	29,163	29,078	28,999	28,952
	収集人口(合計)	69,638	67,425	66,261	65,249	64,610
非収集世帯・人口	公共下水道世帯	121,505	124,786	127,375	129,714	130,730
	公共下水道人口	271,421	275,958	278,421	280,134	280,064
	自家処理(世帯)	0	0	0	0	0
	自家処理(人口)	0	0	0	0	0
	非収集世帯合計	121,505	124,786	127,375	129,714	130,730
	非収集世帯人口	271,421	275,958	278,421	280,134	280,064

構成比%		H30.4.1	R元.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
構成比%	生し尿世帯	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8
	浄化槽世帯	18.3	18.0	17.7	17.5	17.4
	公共下水道世帯	80.7	81.0	81.4	81.7	81.8
	自家処理世帯	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

#### 4. ごみ処理に関する経費

令和3年度における清掃費決算額の経費は1,462,307千円となり、前年度より18,411千円減少しています。

清掃費決算額の推移

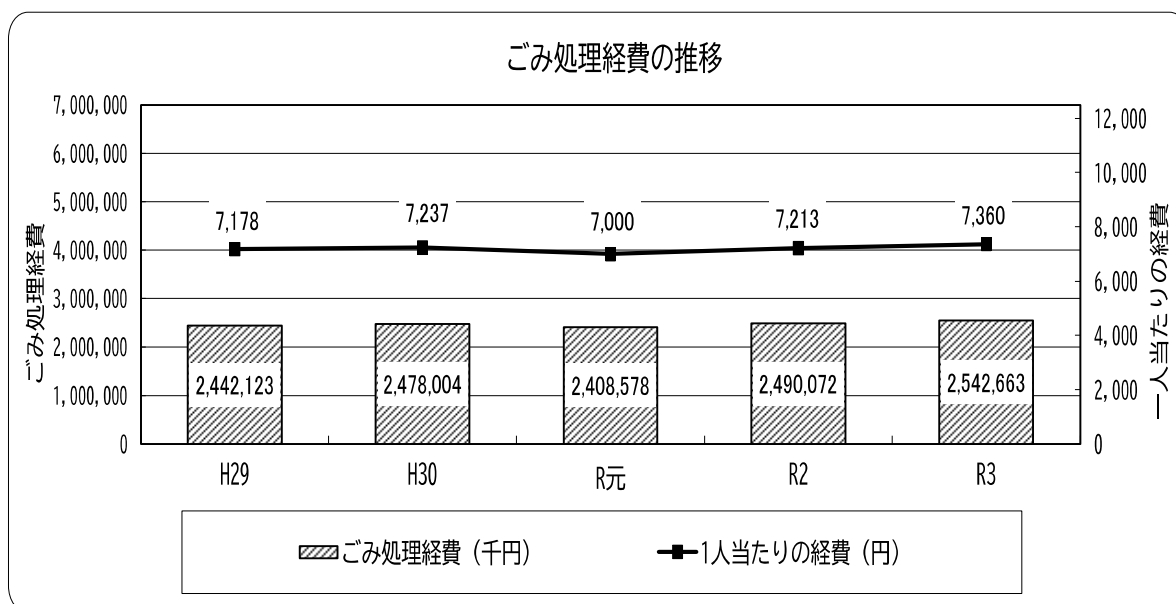
(単位：千円)

年度	一般会計	清掃総務費	塵芥処理費	し尿処理費	リサイクル プラザ費	合計	一般会計に 占める割合
H29	97,984,805	1,344,500	1,186,759	40,673	0	2,571,932	2.62%
H30	97,712,680	1,484,541	1,188,586	40,662	0	2,713,789	2.78%
R元	101,759,575	1,493,038	1,220,507	40,626	0	2,754,171	2.71%
R2	154,186,714	1,480,718	1,267,307	40,536	0	2,788,561	1.81%
R3	122,214,496	1,462,307	1,306,216	62,340	0	2,830,863	2.32%

令和3年度におけるごみ処理の経費は2,542,663千円であり、市民1人当たり7,360円になります。

ごみ処理に関する経費

	H29	H30	R元	R2	R3
ごみ処理経費 (千円)	2,442,123	2,478,004	2,408,578	2,490,072	2,542,663
1人当たりの経費 (円)	7,178	7,237	7,000	7,213	7,360
人口 (人)	340,206	342,401	344,088	345,217	345,472



## 5. 4Rとごみ・資源の分別徹底

### 5-1 4Rの促進

#### (ア) 集団資源回収

市内では、自治会や子供会など438団体（令和4年3月31日現在登録分）によって、古紙類、古繊維類、金属類（缶類）、空きびん類などの資源の回収が行われています。

これらの活動を支援するために市では、各団体に対して回収量に応じた補助金を交付しています。令和3年度においては、5,238tが回収されており、その9割以上が古紙類となっています。

令和3年度の補助金は、資源回収量に1kg当たり8円を乗じて得た額になります。

資源回収実績の推移

年度	回収量(t)	前年比(%)	売上額(円)	補助金額(円)
H29	6,986	94.2	34,434,149	55,821,700
H30	6,582	94.2	30,907,686	52,591,800
R元	6,102	92.7	20,452,061	48,748,300
R2	5,395	88.4	9,652,050	43,101,800
R3	5,238	97.1	18,153,600	41,845,100

資源回収品目別実績

年度	紙類		繊維		金属		びん		計 量(t)
	量(t)	割合(%)	量(t)	割合(%)	量(t)	割合(%)	量(t)	割合(%)	
H29	6,651	95.2	109	1.5	221	3.2	5	0.1	6,986
H30	6,246	94.9	116	1.8	215	3.2	5	0.1	6,582
R元	5,767	94.5	113	1.8	218	3.6	4	0.1	6,102
R2	5,054	93.7	117	2.2	222	4.1	1	0.0	5,394
R3	4,919	93.9	107	2.0	211	4.0	1	0.0	5,238

#### (イ) リユース品の利用促進

粗大ごみとして出された木製家具等を修理再生し、市民を対象に常時販売しています。

再生家具等販売実績

年度	販売点数
R元	2,365点
R2	995点
R3	1,271点

※新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年4月15日～6月15日、令和2年12月26日～令和3年3月7日の期間、販売を一時中止していました。

### (ウ) 市内企業による古紙の再生

市内の企業（31 事業所）が連携し、オフィスから発生する古紙の回収による資源化への取り組みを通じ、リサイクルの社会的な拡大定着を図り、資源循環型社会の実現を目指して、平成 5 年に発足した「オフィス・ペーパー・リサイクル越谷」が、上質紙、新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パックの 5 種類に分け、専用の回収袋により、2 週間に 1 回グループ回収を行っています。

オフィス・ペーパー・リサイクル越谷による回収量（過去 5 年間）

単位：kg

年度	段ボール	上質紙	雑誌	新聞	牛乳パック	合計
H29	22,720	4,570	55,100	4,220	10	86,620
H30	23,080	3,760	59,500	3,340	20	89,700
R 元	24,900	5,720	54,740	2,860	0	88,220
R2	19,960	5,910	38,910	1,800	0	66,580
R3	20,410	6,300	37,610	2,260	0	66,580

### (エ) プラスチック・スマート宣言

プラスチック・スマートとは、環境省が平成 30 年に立ち上げたキャンペーンで、世界的なプラスチックによる海洋汚染の解決に向けて、個人・自治体・NGO・企業・研究機関など幅広い主体が連携共同して取組を進めることを目的としています。

市でも令和元年 8 月に「越谷市役所プラスチック・スマート宣言」を行いました。まずは市役所が率先して、ごみの処理から発生する温室効果ガス排出量を削減し、マイクロプラスチックの排出抑制のために取り組んでいます。

取組の事例

ペットボトルの使用を減らす	市が開催する会議やイベント等では、ペットボトル飲料の配布を原則禁止する。
プラスチック製品の使用を控える	使い捨てとなるレジ袋、プラスチック製のストローやスプーンなどの使用を控える。マイバック、マイボトルを常備する。
繰り返し使えるものを選ぶ	記念品の配布物は使い捨てにならず長期での利用や繰り返し利用ができるものを選ぶ。また、使用後にリサイクルしやすい素材のものや環境に配慮した素材のものを選ぶ。

### (オ) 普及啓発

#### ① 4 R の推進に関する普及啓発の継続

4 R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）をさらに推進するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たすことができるよう、情報発信や普及啓発活動を継続します。

#### ② 廃棄物減量等推進員

地域におけるごみに関する市と市民の協働の推進を図ることを目的に廃棄物減量等推進員制度を設けています。令和 4 年 3 月 31 日現在、531 人の方が地域と行政のパイプ役として、また、ごみに関する地域のアドバイザーとして、ごみの減量・資源化や分別・排出方法の普及啓発活動を行っています。

### ③環境学習

リサイクルプラザに運ばれたごみがどのように処理されているか、また、ごみの分別や集められたごみがどのようにリサイクルされているかを啓発するため、環境について学ぶ小学4年生や自治会などに対して、リサイクルプラザの施設見学および出張講座を行っています。

令和3年度の実績

施設見学	24回	1,039人	(市政移動教室、小学校、自治会等)
出張講座	14回	1,151人	(小学校、保育所、老人福祉施設等)

### ④食品ロス削減の啓発

家庭における食品ロスの発生抑制として「食材を買いすぎない」、「食材を上手に使い食べきる」、「賞味期限を過ぎても、すぐに食材を捨てない」の3ヶ条を設け、日常生活の中で食品ロス削減に向け行動を示すことや、現状の周知を行うとともに、食品ロス削減をテーマとしたエコ・クッキング教室などを行っています。

また、ごみ収集カレンダーにおいて、「食品ロス削減の日(10月30日)」を周知し「食材の使いきり」や「冷蔵庫の中身のチェック」などの啓発を行っています。平成31年3月からはリサイクルプラザに食品回収ボックスを設置し、家庭で余った食品や未利用食品を持ち寄るフードドライブ事業を開始し、市内4か所(令和3年度末現在)で受付を行っております。「フードドライブの日(1月15日)」を広報で周知するなど、市民への協力を呼びかけています。

#### (カ) 小型家電リサイクルへの取組

平成25年度4月より携帯電話やデジタルカメラなどの小型電子機器に含まれる金や白金などの貴金属や、レアメタルといわれる有用金属の再資源化を促進するため、小型家電リサイクル法が施行され、市では平成26年度より小型家電の回収を始めました。

現在回収ボックスを4施設、簡易型回収ボックスを17施設に設置し、使用済み小型家電の回収促進に努めています。

小型家電回収実績

年度	ボックス回収量(t)	ピックアップ回収量(t)	イベント回収量(t)※	総回収量(t)
H29	1.15	67.34	0.07	68.56
H30	1.52	77.80	0.03	79.35
R元	0.96	82.34	0	83.30
R2	1.04	85.10	0	86.14
R3	1.11	88.40	0	89.51

※平成29年7月から平成30年度末まで、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しました。

#### (キ) 廃食用油の回収・リサイクル

市では給食センターの廃食用油を業者委託し回収を行っております。回収された廃食用油は、家畜用飼料、塗料、BDF燃料、ボイラー燃料等に再利用されています。

給食センターの廃食用油回収実績(過去5年間)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
回収量(ℓ)	59,054	45,672	40,122	37,818	43,614



## 5-2 ごみの資源化

市で収集したごみは各施設及び選別業者に運ばれ、処理および資源化をしています。

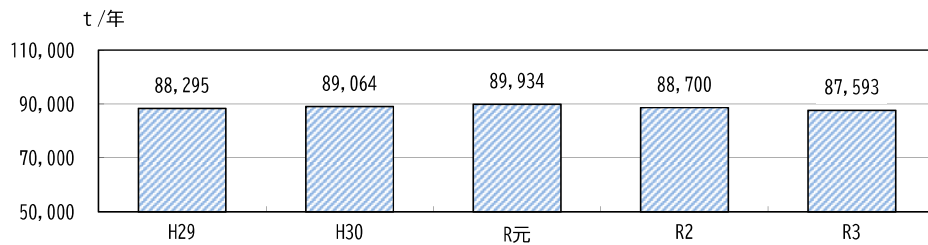
### (ア) 東埼玉資源環境組合

燃えるごみは第一工場ごみ処理施設で焼却処理を行っており、令和3年度の焼却処理量は87,593 tとなりました。

ごみ処理施設では、焼却処理に伴って発生する熱を最大限利用した、発電や熱供給などを行っています。焼却処理による発生した灰の一部（令和3年度は2,386 t）は人工砂としてリサイクルされ、舗道の下層路盤材として利用されています。

せん定枝・刈草は第一工場堆肥化施設で堆肥化を行っています。令和3年度は346 tを搬入しています。

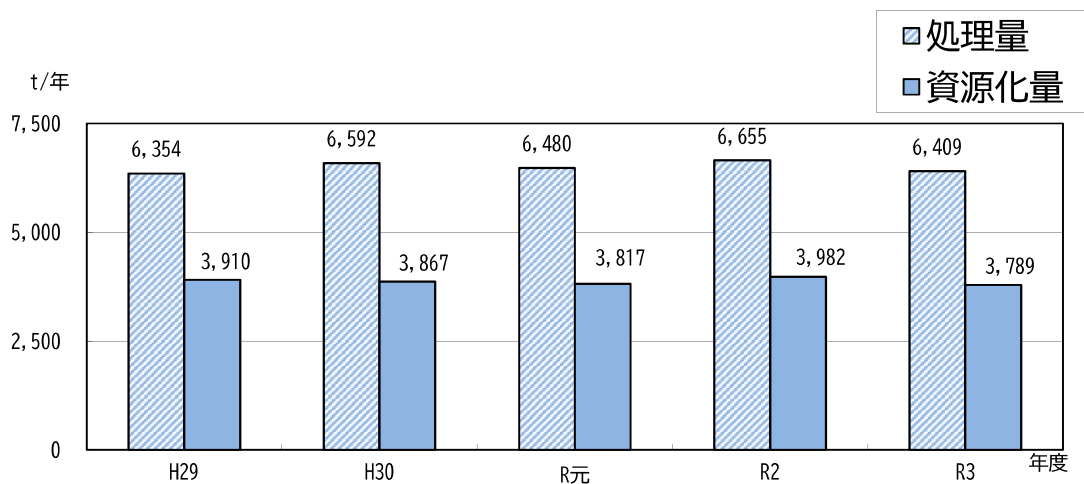
焼却処理の推移



### (イ) リサイクルプラザ

燃えないごみ、缶、びん、危険ごみ、粗大ごみが集められ、選別や破碎処理を行っています。さらに、破碎物の中から、鉄、アルミを回収して資源化しています。

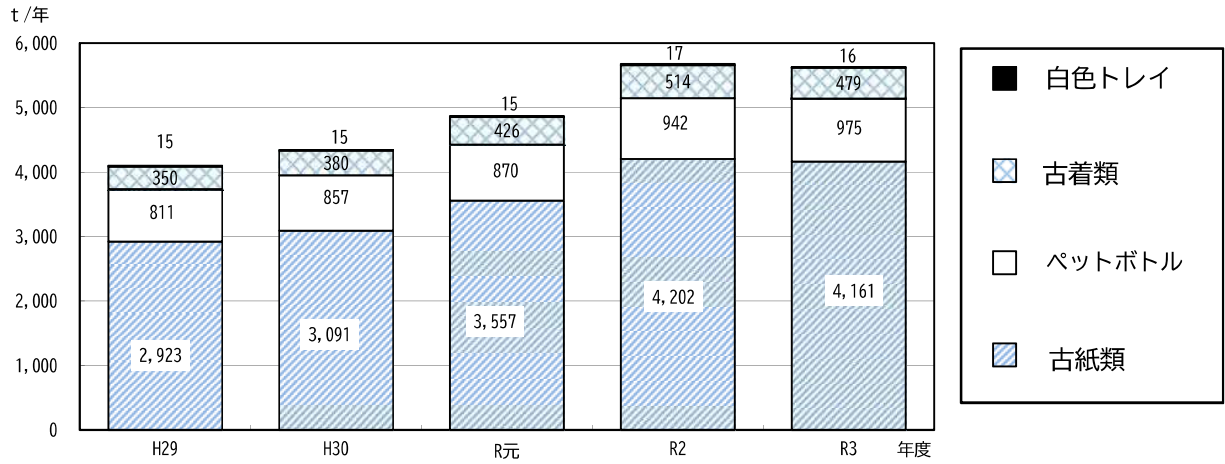
処理量・資源化量の推移



### (ウ) 再生事業者

古紙類、ペットボトル、古着類、白色トレイは再生事業者に引き渡して資源化しています。

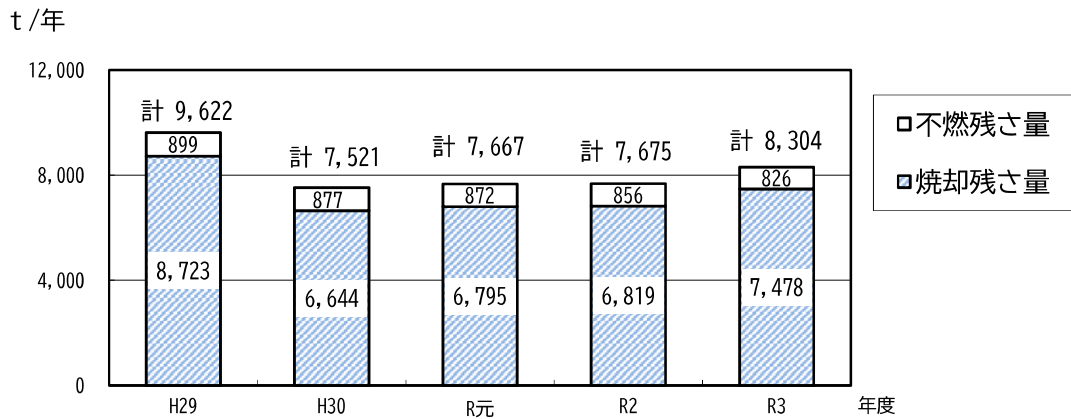
資源化量の推移



### (エ) 最終処分

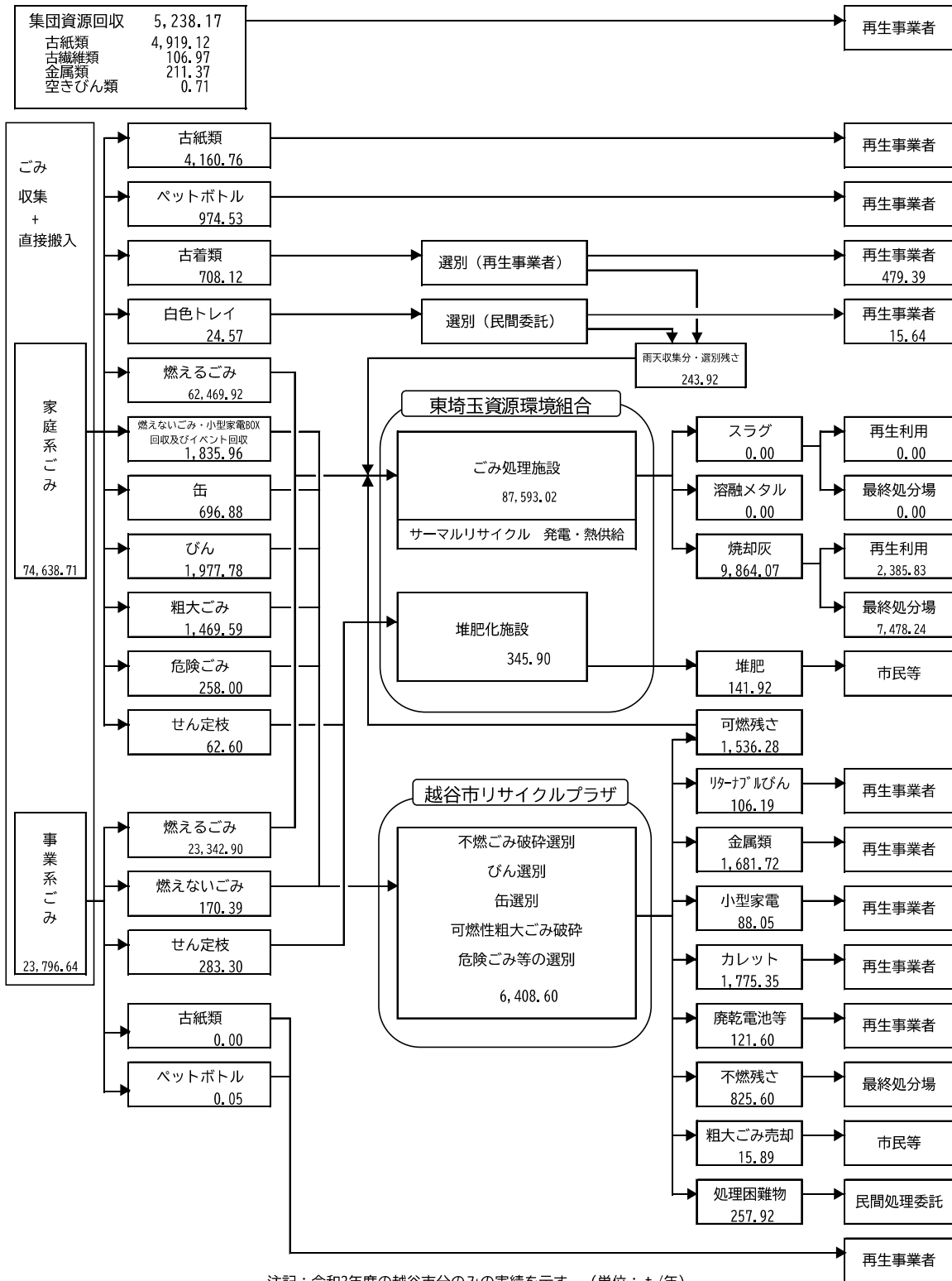
東埼玉資源環境組合の第一工場ごみ処理施設から排出される焼却残さについては、スラグ化して組合の最終処分場に埋立処分しています。スラグ化できない残さについては、県内および県外の最終処分場において埋立処分しています

また、リサイクルプラザから排出される不燃残さについては、埼玉県環境整備センター（寄居町）において埋立処分しています。



— 越谷市のごみ処理の流れ —

令和3年度



注記：令和3年度の越谷市分のみの実績を示す。(単位：t/年)

## 6. 廃棄物適正処理

### 6-1 適正処理の推進

#### (ア) 産業廃棄物処理施設設置等に関する紛争の予防

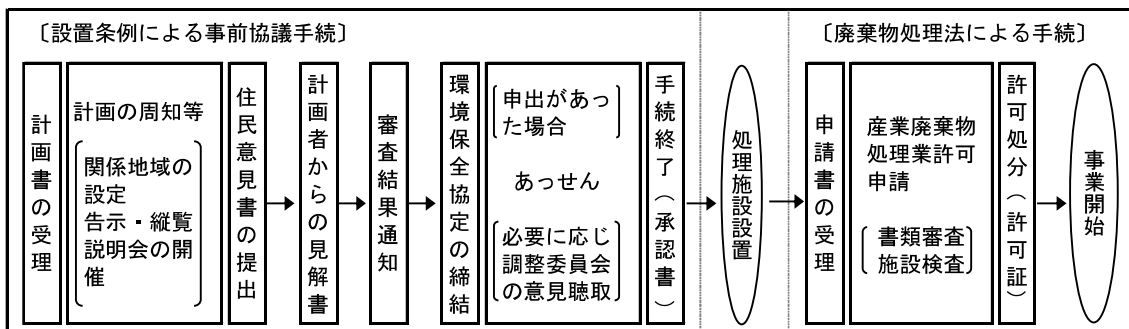
産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の設置の許可申請に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する基準に適合しているかを厳正に審査し、許可又は不許可の処分を行うことにより、周辺地域の生活環境の保全を図ります。

そのために、産業廃棄物処理業の新規の許可申請や業の変更（処理能力や事業場を一定以上に増大させる等）の許可申請等を行う場合には、事業計画者に対して、越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（以下「設置条例」という。）に基づく事前協議手続を行うこととしています。事業計画の公開、関係住民への説明会、環境保全協定の締結等により、事業計画者と関係住民との紛争を予防し、合意形成を促進します。

産業廃棄物の処理を行うために必要となる廃棄物処理法に基づく許可は、他人の産業廃棄物を処理する場合の「業の許可」と一定規模以上の処理施設を設置する場合の「施設設置許可」に大別され、主なものは以下のとおりです。

- |                                  |  |
|----------------------------------|--|
| ①産業廃棄物収集運搬業許可<br>（積替え保管を含む。）     | 収集、運搬及び積替えのための一時保管                     |
| ②産業廃棄物処分業許可                      | 破碎、焼却等の中間処理及び最終処分                      |
| ③特別管理産業廃棄物収集運搬業許可<br>（積替え保管を含む。） | 爆発性、毒性、感染性等を有する産業廃棄物の収集運搬及び積替えのための一時保管 |
| ④特別管理産業廃棄物処分業許可                  | 爆発性、毒性、感染性等を有する産業廃棄物の処分                |
| ⑤産業廃棄物処理施設設置許可                   | 一定規模以上の処理能力を備えた破碎、焼却等の中間処理施設及び最終処分場    |

産業廃棄物処理施設の設置等の手続



産業廃棄物処理業許可業者数及び産業廃棄物処理施設数（令和4年3月31日現在）

区 分		業者・施設数			
処 理 業 許 可 業 者	産業廃棄物	収集運搬業（積替え保管を含む。）	7	20	
		処分業（移動式を除く。）	9		
		処分業（移動式）	4		
	特別管理 産業廃棄物	収集運搬業（積替え保管を含む。）	1		1
		処分業（移動式を除く。）	0		
		処分業（移動式）	0		
処理施設	産業廃棄物処理施設	6	6		

## (イ) 産業廃棄物の適正処理に関する指導

「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る」ことを目的とした廃棄物処理法に基づき、排出事業者、産業廃棄物処理業許可業者等に対し指導や啓発を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理の促進を図ります。

### ①産業廃棄物処理業者の指導・監督

産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）及び産業廃棄物処分業の許可業者において、産業廃棄物が適正に処理されているかを確認するため、立入検査等により事業場の検査を実施しています。

また、越谷市内の産業廃棄物処理業許可業者から毎年報告される産業廃棄物処理実績報告書を集計・分析することにより、処理状況を把握しています。

### ②産業廃棄物排出事業者の指導・監督

廃棄物処理法第3条（事業者の責務）に「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されており、産業廃棄物の排出事業者が、産業廃棄物を適正に処理できるよう必要な助言及び指導を行っています。

なお、産業廃棄物の排出事業者は、他人に処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が義務付けられており、毎年6月までに前年度の産業廃棄物管理票の交付状況を越谷市長に報告する必要があります。

### ③産業廃棄物の不適正処理事業者の指導・監督

産業廃棄物は、適正に処理しなければなりません。排出された産業廃棄物が適正に処理されず、大量に野積みされてしまう場合があります。越谷市内には、中核市移行により産業廃棄物に関する事務が埼玉県から移譲される以前からの野積みされた産業廃棄物の山が6か所あり、行為者等に対し搬出等の改善指導を行っています。

また、産業廃棄物の不法投棄、野外焼却、野積み等については、未然防止及び早期発見・解決を図るため、速やかに実態を調査し、行為者に対して適正処理を指導しています。

市民からの通報や職員によるパトロール等により発見した新たな不適正処理事案については、産業廃棄物が長期に渡り放置されることのないよう、速やかに行為者を特定し、指導を行っています。

産業廃棄物の適正処理に関する指導件数

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
処 理 業 者 許 可 業 者	定例立入	38	26	26	20
	臨時立入	10	6	6	1
	小 計	48	32	32	21
不 適 正 処 理 事 業 者	立 入	150	154	146	141
	監 視	447	320	417	343
	小 計	597	474	563	484
不 法 投 棄	立 入	8	19	43	70
野 外 焼 却	立 入	11	12	18	14
計		664	537	656	589

#### ④産業廃棄物収集運搬車両の路上検査

産業廃棄物不適正処理の未然防止活動の一環として産業廃棄物を運搬する車両を検査し、廃棄物処理法の適合状況の確認をするとともに産業廃棄物の処理ルートを把握することで、産業廃棄物の不適正処理を厳しく監視・指導するために、警察等関係機関の協力を得て、路上検査を実施しています。

<産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（通称名「産廃スクラム 37」※）による一斉路上検査>

- 令和元年度は雨天により、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

（参考：平成30年度）

日時：平成30年10月12日（金）

場所：関越自動車道新座料金所（下り線）

※ 関東甲信越などの37の都県市で構成

#### ⑤使用済自動車のリサイクルに関する取組

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、引取業及びフロン類回収業の登録申請並びに解体業及び破碎業の許可申請に対して、法に規定する基準に適合しているかを厳正に審査し、登録又は許可の可否の決定を行い、周辺地域の生活環境の保全を図ります。特に、解体業及び破碎業の許可申請の場合には、事業計画者に対して事前協議手続を行うこととしています。

自動車リサイクル法では、以下の関連事業者及びその役割が規定されています。

- i 引取業者 自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者へ引き渡します。
- ii フロン類回収業者 使用済自動車からフロン類を回収して自動車メーカー等（自動車メーカー及び輸入業者）へ引き渡し、フロン類回収後の使用済自動車を解体業者へ引き渡します。
- iii 解体業者 使用済自動車からエアバッグ類を回収して自動車メーカー等へ引き渡し、有用部品等を取り除いた解体自動車を破碎業者へ引き渡します。
- iv 破碎業者 解体後自動車を破碎して金属類とシュレッダーダストを分別し、シュレッダーダストを自動車メーカー等へ引き渡します。

※自動車メーカー等は、引き取った3品目（フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト）を適正に処理し、リサイクルを行います。

使用済自動車リサイクル関連事業者数（令和4年3月31日現在）

区 分		事業者数	事業所数
登録制	引取業者	70	91
	フロン類回収業者	11	13
許可制	解体業者	5	6
	破碎業者	2	2
計		88	112

## ⑥ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物に関する取組

PCBは、電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱・冷却用の熱媒体、感圧複写紙等、様々な用途に利用されてきましたが、毒性が極めて強いため、現在は、製造、輸入ともに禁止されています。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）では、区域内におけるPCB廃棄物の状況を把握するとともに、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないとされています。これを受けて、越谷市においても管内事業所におけるPCB廃棄物を網羅的に把握するため、経済産業省より入手した自家用電気工作物設置者リストに基づき、平成29年度より掘り起こし調査を実施しました。また、令和元年度から、PCBの使用が疑われる照明器具の安定器の所有者を調査対象として、昭和32年から昭和52年までに建築された事業用の建物4,875件に対し、家屋課税台帳を基に調査を行いました。

自家用電気工作物設置者1471件に対する調査実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調査回答事業者数（件）	1341	1459	1471
調査進捗率（％）	91.2	99.2	100.0

照明器具の安定器の所有者4875件に対する調査実施状況

区 分	令和3年度
調査回答事業者数（件）	4875
調査進捗率（％）	100.0

PCB廃棄物を保管している事業者は、処理が行われるまで、毎年その保管及び処分の状況を届出することが義務付けられており、届出に基づき立入検査等を行い、PCB廃棄物の適正保管を指導しています。

なお、PCB特別措置法により、高濃度PCB使用変圧器・コンデンサーは令和3年度末まで、PCB使用安定器及び高濃度PCB汚染物等は令和4年度末まで、低濃度PCB廃棄物は令和8年度末までの処分期間となっております。

PCB廃棄物の届出等件数

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保管届出	93	87	86	108	132
処分届出	13	28	11	21	29
立入検査	50	317	32	81	121

## ⑦土砂の堆積に関する取組

越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）では、土砂の堆積等に関し必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂の堆積を防止し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。

越谷市では、平成27年4月の保健所設置に伴い、埼玉県が実施してきた土砂の堆積等の規制区域から除外されることから、生活環境の保全を図るため、独自に土砂条例を定めています。埼玉県では、土砂の堆積に係る土地の区域の面積が3,000平方メートル以上になる場合を規制対象としていましたが、越谷市では、規模の小さな土地の土砂の堆積も含めて規制することとし、500平方メートル以上になる場合を規制対象とする許可制（他法令による許可等に基づき土砂の堆積を行う場合は届出制）としています。

土砂の堆積に係る許可・届出件数

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
許 可	20	14	4	10	6
届 出	1	5	4	3	4

(ウ) 産業廃棄物の適正処理に向けた啓発

①不法投棄防止キャンペーン

産業廃棄物の不法投棄の未然防止、早期発見には、市民の監視の目を増やすことが重要です。そのため、市民に対して、啓発チラシの配布等を行い、不法投棄防止の意識向上を図っています。



●令和 2 年度及び令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止

(参考：令和元年度)

日 時：令和元年 11 月 17 日 (日) 午前 9 時 30 分～午後 3 時 (天気：晴れ)

場 所：東埼玉資源環境組合 (リユース) 第一工場

「第 24 回環境と情報の集い (リユースまつり)」に参加

リユースまつり来場者：6,000 人

②産業廃棄物排出事業者講習会

産業廃棄物処理の重要性に鑑み、排出事業者及び産業廃棄物処理関係事業者の資質の向上を図るとともに、循環型社会の形成を目指した産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を目的としています。

排出事業者を対象に、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターによる電子manifest講習会を開催することで、電子manifestの普及啓発を図っています。



●令和元年度から令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止

(参考：平成 30 年度)

日 時：平成 31 年 2 月 12 日 (火) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

場 所：越谷市中央市民会館会議室

参加者：31 人

6-2 事業者の減量化計画

(ア) 産業廃棄物処理状況報告

廃棄物処理法等の規定により、産業廃棄物の排出事業者は、前年度の産業廃棄物の排出状況について、また、産業廃棄物処理業許可業者及び産業廃棄物処理施設設置事業者は、前年度の産業廃棄物の処理状況について、それぞれ報告 (4/1～6/30) が義務付けられています。

市では、こうした報告を基に、産業廃棄物の排出から処分までの流れや排出量、処理量等を把握し、産業廃棄物の統計や産業廃棄物の減量化等の計画策定などの資料としています。



## 産業廃棄物排出量

(単位：t)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
産業廃棄物	110,381	102,512	125,497	90,073	83,255
特別管理産業廃棄物	1,368	1,658	1,372	1,556	2,164
計	111,749	104,170	126,869	91,629	85,419

## 令和2年度産業廃棄物排出量（種類別）

産業廃棄物の種類		排出量 (t)		産業廃棄物管理票交付枚数		
産 業 廃 棄 物	燃え殻	2	0.01%	5	0.1%	
	汚泥	8,120	9.76%	2,390	3.2%	
	廃油	1,164	1.40%	7,409	10.0%	
	廃酸	285	0.34%	267	0.4%	
	廃アルカリ	230	0.28%	341	0.5%	
	廃プラスチック類	7,279	8.75%	24,410	33.0%	
	うち石綿含有廃棄物	6	0.01%	24	0.1%	
	紙くず	713	0.86%	3,373	4.6%	
	木くず	5,764	6.93%	5,588	7.5%	
	繊維くず	32	0.04%	197	0.3%	
	動植物性残さ	1,097	1.32%	1,410	1.9%	
	動物系固形不要物	0	0.00%	0	0.0%	
	ゴムくず	0	0.00%	0	0.0%	
	金属くず	2,770	3.33%	3,003	4.1%	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	11,079	11.62%	7,936	10.7%	
	うち石綿含有廃棄物	54	0.06%	66	0.1%	
	鋳さい	0	0.00%	0	0.0%	
	がれき類	36,147	43.43%	7,066	9.5%	
	うち石綿含有廃棄物	119	0.14%	43	0.1%	
	動物のふん尿	0	0.00%	0	0.0%	
	動物の死体	0	0.00%	0	0.0%	
	ばいじん	0	0.00%	0	0.0%	
	13号廃棄物	0	0.00%	0	0.0%	
	その他（混合廃棄物等）	8,351	10.03%	10,527	14.2%	
	うち石綿含有廃棄物	43	0.05%	25	0.1%	
	小計	83,255	100.00%	74,080	100.0%	
	うち石綿含有廃棄物	222	0.27%	158	0.2%	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	廃油	421.62	19.48%	152	3.1%	
	廃酸	632.19	29.21%	145	2.9%	
	廃アルカリ	15.68	0.72%	32	0.6%	
	感染性廃棄物	967.14	44.69%	4,514	91.4%	
	特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等	12.01	0.55%	3	0.1%
		PCB汚染物	0.01	0.01%	1	0.1%
		PCB処理物	2.23	0.10%	4	0.1%
		指定下水汚泥等	0.00	0.00%	0	0.0%
		鋳さい	0.00	0.00%	0	0.0%
		廃石綿等	13.65	0.63%	10	0.2%
		ばいじん	0.00	0.00%	0	0.0%
		燃え殻	26.69	1.23%	3	0.1%
		廃油	0.68	0.03%	22	0.4%
		汚泥	19.72	0.91%	17	0.3%
		廃酸	1.73	0.08%	2	0.1%
		廃アルカリ	42.91	1.98%	15	0.3%
		廃水銀等	0.00	0.00%	0	0.0%
	その他	0.82	0.04%	18	0.4%	
	その他（混合廃棄物等）	7.00	0.32%	1	0.1%	
	小計	2,164	100.00%	4,939	100.0%	
計	85,419		79,019			

※ 排出量は、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の集計値

※ 小数点以下を四捨五入しているため、表中の数値の和は必ずしも、合計欄の値に一致しません。

(イ) 産業廃棄物多量排出事業者

廃棄物処理法及び埼玉県生活環境保全条例の規定により、多量の産業廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）については、産業廃棄物の減量等に関する計画書（産業廃棄物処理計画書）の提出及びその実施の状況についての報告書（産業廃棄物処理計画実施状況報告書）の提出が義務付けられています。

なお、多量排出事業者の主なものは、以下のとおりです。

○廃棄物処理法の規定による多量排出事業者

- ・前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者
- ・前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者

○埼玉県生活環境保全条例の規定による多量排出事業者

- ・製造業に属し、常時使用される従業員の数が300人以上の事業所を設置している事業者
- ・建設業に属し、常時使用される従業員の数が100人以上の事業所を設置している事業者
- ・建設業を営み、市内に事業所を有し、かつ、資本金（出資金）の額が5,000万円以上の事業者

多量排出事業者に係る計画書及び報告書提出件数

年 度	区 分	廃棄物処理法		埼玉県生活環境保全条例	
		計画書	報告書	計画書	報告書
H29	産業廃棄物多量排出事業者	17	13	10	7
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	5	5	0	0
H30	産業廃棄物多量排出事業者	12	16	9	10
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	8	5	0	0
R元	産業廃棄物多量排出事業者	17	12	9	9
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	8	8	0	0
R2	産業廃棄物多量排出事業者	16	18	9	9
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	9	8	0	0
R3	産業廃棄物多量排出事業者	13	18	11	9
	特別管理産業廃棄物多量排出事業者	8	9	0	0